

# 令和3年度市町村地方公営企業決算の概要について

## 1 事業数

- ・ 事業数は、令和3年度末現在 186 事業で、前年度末から 2 事業減少している。（下水道事業の法適化により法適用企業が 1 事業増加（法非適用事業は同数減少）、病院事業及び宅地造成事業の終了により各 1 事業減少。）
- ・ 事業別にみると、下水道事業（法適用+法非適用）が 103 事業と最も多く、次いで水道事業（含簡易水道）43 事業、宅地造成事業 11 事業の順となっている。
- ・ なお、地方公営企業を経営している団体数は、43 市町村、7 一部事務組合、1 地方独立行政法人となっている。

<事業別一覧>

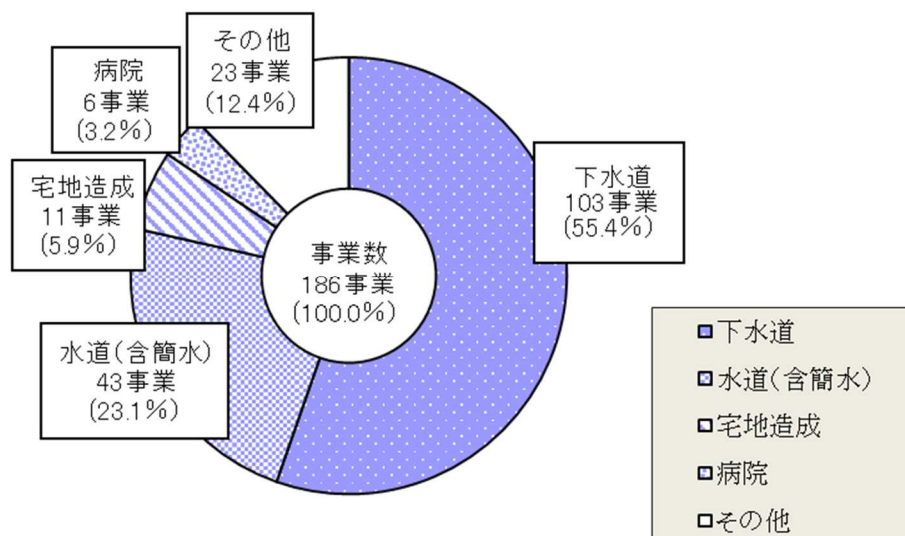
（単位：事業）

事業名		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (A)	令和3年度 (B)	対前年度増減数 (B)-(A)
法適用企業	上水道		42	42	42	42	42	0
	簡易水道		0	0	1	1	1	0
	工業用水道		9	9	9	9	9	0
	電気		1	1	1	1	1	0
	病院		7	8	7	7	6	△ 1
	下水道		7	9	23	73	74	1
	小計		66	69	83	133	133	0
法非適用企業	簡易水道		1	1	0	0	0	0
	下水道		96	94	80	30	29	△ 1
	市場		5	5	5	5	5	0
	観光施設		1	1	1	1	1	0
	宅地造成		14	13	12	12	11	△ 1
	駐車場		5	4	4	4	4	0
	介護サービス		3	3	3	3	3	0
	小計		125	121	105	55	53	△ 2
合計		191	190	188	188	186	△ 2	

(注) 1 地方公営企業決算の対象事業数は想定企業会計及び建設中の事業を含むため、地方公営企業設置状況の事業数とは異なる場合がある。（想定企業会計とは、従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し一般会計等において清算及び地方債の償還を行っている場合等において、これに係る一切の収支は一般会計等から分別し、当該事業に係る公営企業会計が設けられているものと想定した事業会計。）

2 介護サービス事業とは、保険運営に係る介護保険事業会計ではなく、市町村が運営する介護サービス事業のうち指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び指定訪問看護ステーションに係るものである。

<事業別構成比>



## 2 決算規模

- ・ 決算規模は、2,125 億円で、前年度に比べ 30 億円（1.4%）増加している。
- ・ 法適用企業は前年度に比べ 36 億円（1.9%）増加し、法非適用企業は前年度に比べ 7 億円（3.9%）減少している。
- ・ 事業別にみると、下水道事業（法適用＋法非適用）が 1,044 億円と最も多く、次いで水道事業（含簡易水道）870 億円、病院事業 121 億円の順となっている。

<事業別一覧>

（単位：百万円、%）

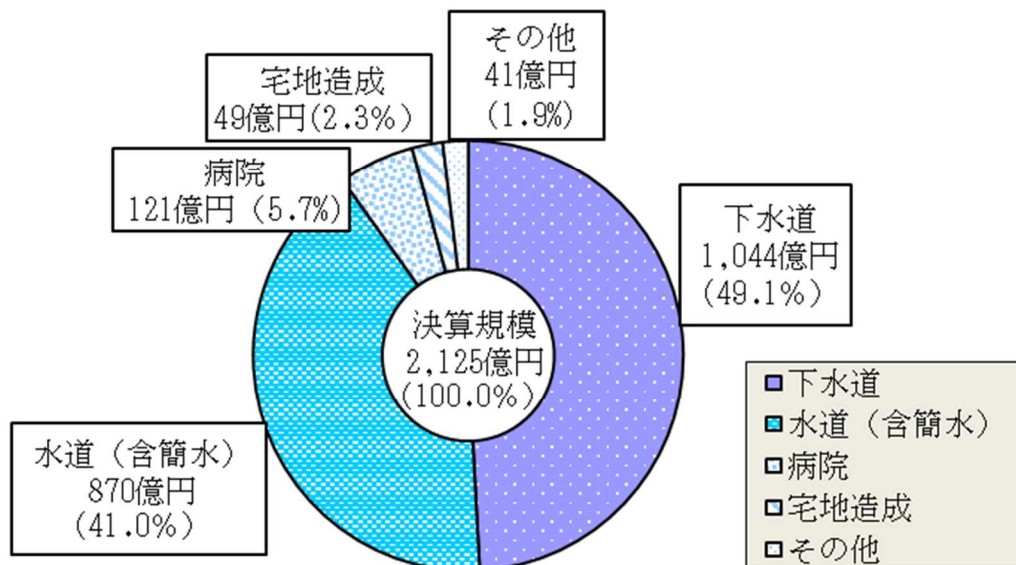
事業名	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (A)	令和3年度 (B)	対前年度増減額 (C)=(B)-(A)	対前年度増減率 (C)/(A)×100
法適用企業	上水道	77,017	78,480	81,369	85,821	87,048	1,227	1.4
	工業用水道	861	606	683	653	661	8	1.2
	電気	22	70	69	69	70	1	1.4
	病院	18,346	19,673	10,757	12,003	12,130	127	1.1
	下水道	27,084	31,046	38,687	93,596	95,875	2,279	2.4
	小計	123,330	129,875	131,565	192,142	195,784	3,642	1.9
法非適用企業	簡易水道	293	286	0	0	0	0	0.0
	下水道	79,770	74,812	62,473	9,551	8,548	△ 1,003	△ 10.5
	市場	572	768	655	1,161	1,063	△ 98	△ 8.4
	観光施設	109	82	114	60	83	23	38.3
	宅地造成	10,501	12,111	9,842	5,418	4,852	△ 566	△ 10.4
	駐車場	645	344	321	279	802	523	187.5
	介護サービス	902	873	873	964	1,413	449	46.6
	小計	92,792	89,276	74,278	17,433	16,761	△ 672	△ 3.9
合計	216,122	219,151	205,843	209,575	212,545	2,970	1.4	

（注）1 決算規模の算出は次のとおりとした。

- ・ 法適用企業：総費用（税込み）－減価償却費＋資本的支出
- ・ 法非適用企業：総費用＋資本的支出＋積立金＋前年度繰上充用金

2 各項目の数値は四捨五入したものであるため、各内訳を合計した数値と合計欄が一致しない場合がある（以下同じ）。

<事業別構成比>



### 3 経営状況

#### (1) 経営状況

- ・ 黒字事業は172事業、赤字事業は11事業となっている。黒字事業は全体の94.0%を占めており、その割合は前年度に比べ1.1ポイント増加している。
- ・ 一般会計等からの基準外繰入金（※）を差し引いた実質ベースでみると、81事業（44.3%）が赤字となっている。

（※）基準外繰入金：地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、一般会計が公営企業会計に対して繰り出すべき基準（総務省が示す繰出基準）に基づかない繰入金のこと。（例：収支不足の補てん等）

<事業別一覧> ※想定企業会計及び建設中の事業を除く。

（単位：事業）

事業名	年度	令和3年度(A)			令和2年度(B)			対前年度増減数(A)-(B)		
		黒字	赤字	計	黒字	赤字	計	黒字	赤字	計
法適用企業	上水道	40 (35)	3 (8)	43	41 (34)	2 (9)	43	△1 (1)	1 (△1)	0
	工業用水道	7 (4)	1 (4)	8	7 (4)	1 (4)	8	0 (0)	0 (0)	0
	電気	1 (1)	0 (0)	1	1 (1)	0 (0)	1	0 (0)	0 (0)	0
	病院	3 (3)	2 (2)	5	3 (2)	2 (3)	5	0 (1)	0 (△1)	0
	下水道	69 (36)	5 (38)	74	66 (34)	7 (39)	73	3 (2)	△2 (△1)	1
	小計	120 (79)	11 (52)	131	118 (75)	12 (55)	130	2 (4)	△1 (△3)	1
	法非適用企業	下水道	29 (8)	0 (21)	29	30 (10)	0 (20)	30	△1 (△2)	0 (1)
市場	5 (4)	0 (1)	5	5 (3)	0 (2)	5	0 (1)	0 (△1)	0	
観光施設	1 (1)	0 (0)	1	1 (0)	0 (1)	1	0 (1)	0 (△1)	0	
宅地造成	11 (6)	0 (5)	11	11 (6)	1 (6)	12	0 (0)	△1 (△1)	△1	
駐車場	3 (3)	0 (0)	3	3 (1)	0 (2)	3	0 (2)	0 (△2)	0	
介護サービス	3 (1)	0 (2)	3	3 (1)	0 (2)	3	0 (0)	0 (0)	0	
小計	52 (23)	0 (29)	52	53 (21)	1 (33)	54	△1 (2)	△1 (△4)	△2	
合計	172 (102)	11 (81)	183	171 (96)	13 (88)	184	1 (6)	△2 (△7)	△1	
全体に占める割合	94.0% (55.7%)	6.0% (44.3%)	-	92.9% (52.2%)	7.1% (47.8%)	-	-	-	-	

(注)1 黒字・赤字の判断は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支による。

2 ( )は、法適用企業にあつては収益的収入への一般会計等からの基準外繰入金を差し引いた場合、法非適用企業にあつては収益的収入及び資本的収入への一般会計等からの基準外繰入金を差し引いた場合の収支の状況である。

3 想定企業会計及び建設中の事業は除くため、事業数とは一致しない場合がある。

## (2) 総収支額

- ・ 総収支額は、164 億円の黒字で、前年度に比べ 29 億円 (21.2%) 増加している。
- ・ 一般会計等からの繰入金 469 億円のうち基準外繰入金が 188 億円となっており、総収支額から基準外繰入金を差し引くと、工業用水道事業 (法適用)、下水道事業 (法適用及び法非適用)、宅地造成事業 (法非適用)、介護サービス事業 (法非適用) が赤字になっている。

<事業別一覧>

(単位:百万円、%)

事業名	年度	令和3年度(A)		令和2年度(B)	対前年度増減額	対前年度増減率
		総収支額 ( )は基準外繰入金を除いた額	繰入金 ( )は基準外繰入金(内数)	総収支額 ( )は基準外繰入金を除いた額	(C)=(A)-(B)	(C)/(B)×100
法適用企業	上水道	6,874	3,599	6,491	383	5.9
		(5,100)	(1,774)	(4,716)	(384)	(8.1)
	工業用水道	26	138	37	△ 11	△ 29.7
		(△ 111)	(137)	(△ 115)	(4)	(△ 3.5)
	電気	64	0	59	5	8.5
		(64)	(0)	(59)	(5)	8.5
	病院	1,643	2,003	615	1,028	167.2
(1,081)		(562)	(△ 46)	(1,127)	(△ 2,450.0)	
下水道	6,542	34,081	5,076	1,466	28.9	
	(△ 6,486)	(13,028)	(△ 5,819)	(△ 667)	(11.5)	
小計	15,149	39,821	12,278	2,871	23.4	
	(△ 352)	(15,501)	(△ 1,205)	(853)	(△ 70.8)	
法非適用企業	下水道	308	4,600	332	△ 24	△ 7.2
		(△ 523)	(831)	(△ 519)	(△ 4)	(0.8)
	市場	649	76	535	114	21.3
		(612)	(37)	(479)	(133)	(27.8)
	観光施設	10	0	4	6	150.0
		(10)	(0)	(△ 19)	(29)	(△ 152.6)
	宅地造成	262	2,154	362	△ 100	△ 27.6
		(△ 1,891)	(2,153)	(△ 2,088)	(197)	(△ 9.4)
	駐車場	27	11	23	4	17.4
		(27)	(0)	(△ 80)	(107)	(△ 133.8)
介護サービス	4	255	8	△ 4	△ 50.0	
	(△ 251)	(255)	(△ 141)	(△ 110)	(78.0)	
小計	1,260	7,096	1,264	△ 4	△ 0.3	
	(△ 2,016)	(3,276)	(△ 2,368)	(352)	(△ 14.9)	
合計	16,409	46,917	13,542	2,867	21.2	
	(△ 2,368)	(18,777)	(△ 3,573)	(1,205)	(△ 33.7)	

(注) 1 総収支額は、法適用企業は純損益、法非適用企業は実質収支による。

2 繰入金は、法適用企業は収益的収入への一般会計等からの繰入金、法非適用企業は収益的収入及び資本的収入への一般会計等からの繰入金である。

#### 4 建設投資額

- ・ 建設投資額は、675 億円で、前年度に比べ 21 億円（3.1%）増加している。
- ・ 事業別にみると、下水道事業（法適用+法非適用）が 319 億円と最も多く、次いで水道事業（含簡易水道）が 309 億円、宅地造成事業 23 億円の順となっている。

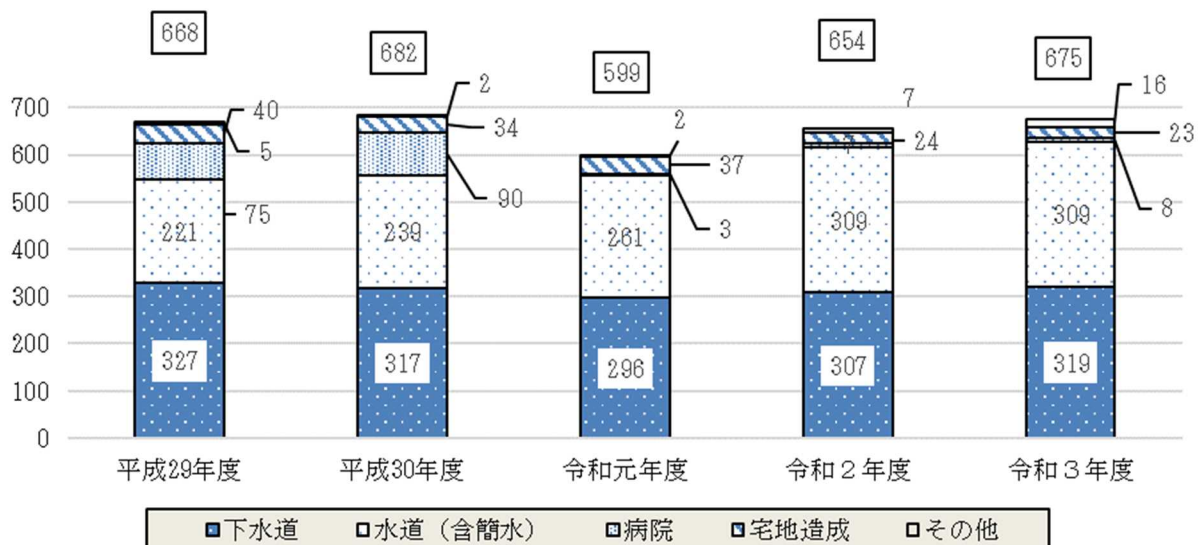
<事業別一覧>

(単位:百万円、%)

事業名	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度増減額	対前年度増減率
					(A)	(B)	(C)=(B)-(A)	(C)/(A)×100
法適用企業	上水道	22,004	23,815	26,136	30,877	30,931	54	0.2
	工業用水道	240	30	69	59	73	14	23.7
	電気	0	0	0	0	0	0	-
	病院	7,520	8,979	318	709	789	80	11.3
	下水道	7,823	8,735	11,235	28,245	30,130	1,885	6.7
	小計	37,587	41,559	37,758	59,890	61,923	2,033	3.4
法非適用企業	簡易水道	105	90	0	0	0	0	-
	下水道	24,832	22,935	18,383	2,477	1,747	△ 730	△ 29.5
	市場	60	192	93	574	470	△ 104	△ 18.1
	観光施設	0	0	0	0	0	0	-
	宅地造成	3,986	3,443	3,671	2,385	2,291	△ 94	△ 3.9
	駐車場	204	0	0	17	618	601	3,535.3
	介護サービス	19	10	0	86	441	355	412.8
	その他	0	0	0	0	0	0	-
	小計	29,206	26,670	22,147	5,539	5,567	28	0.5
合計	66,793	68,229	59,905	65,429	67,490	2,061	3.1	

(注)建設投資額とは、資本的支出のうち建設改良費である。

<過去5年間の推移>



## 5 企業債現在高

- ・ 企業債現在高は、6,576億円で、前年度に比べ147億円(2.2%)減少している。
- ・ 事業別にみると、下水道事業(法適用+法非適用)が4,525億円で最も多く、次いで水道事業(含簡易水道)1,810億円、病院事業154億円の順となっている。

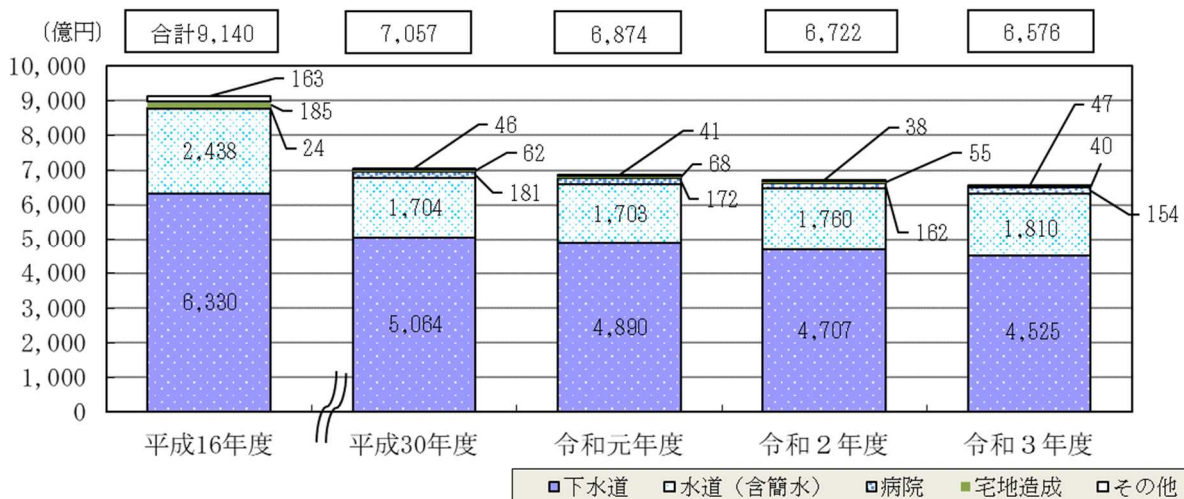
<事業別一覧>

(単位:百万円、%)

事業名		年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度増減額 (C)=(B)-(A)	対前年度増減率 (C)/(A)×100
		平成16年度	平成30年度					
			≡		(A)	(B)		
法適用企業	上水道	238,751	169,588	170,295	176,040	181,033	4,993	2.8
	工業用水道	4,972	1,843	1,671	1,510	1,358	△152	△10.1
	電気	0	660	609	558	507	△51	△9.1
	病院	2,423	18,109	17,242	16,199	15,388	△811	△5.0
	下水道	28,066	151,761	185,703	422,063	407,901	△14,162	△3.4
	観光施設	362	0	0	0	0	0	-
	小計	274,574	341,961	375,520	616,370	606,187	△10,183	△1.7
法非適用企業	簡易水道	5,043	828	0	0	0	0	-
	下水道	604,884	354,595	303,262	48,638	44,578	△4,060	△8.3
	市場	3,398	1,605	1,487	1,366	1,564	198	14.5
	と畜場	817	0	0	0	0	0	-
	観光施設	1,167	0	0	0	0	0	-
	宅地造成	18,450	6,232	6,802	5,526	3,954	△1,572	△28.4
	駐車場	5,190	470	355	269	786	517	192.2
	介護サービス	346	10	10	93	522	429	461.3
	その他	0	0	0	0	0	0	-
	小計	639,295	363,740	311,916	55,892	51,404	△4,488	△8.0
合計	913,869	705,701	687,436	672,262	657,592	△14,670	△2.2	

(注) 企業債とは、地方公営企業の建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債をいう。

<過去5年間の推移>



## 6 他会計繰入金

- ・ 他会計繰入金は、469 億円で、前年度に比べ 4.5 億円（1.0%）減少している。
- ・ 繰入金の内訳は、収益的収入への繰入金が 323 億円（68.8%）、資本的収入への繰入金が 146 億円（31.2%）となっている。
- ・ 事業別にみると、下水道事業（法適用＋法非適用）が 387 億円で最も多く、次いで水道事業（含簡易水道）36 億円、宅地造成事業 22 億円の順となっている。

<事業別一覧>

(単位:百万円、%)

事業名	年度	令和3年度				令和2年度 (B)	対前年度比較	
		(A)	構成比	(A)のうち収益的収入への繰入金 ( ) 内基準外繰入	(A)のうち資本的収入への繰入金 ( ) 内基準外繰入		増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
法適用企業	上水道	3,599	7.7	1,558 (882)	2,041 (892)	3,575	24	0.7
	工業用水道	138	0.3	43 (43)	94 (94)	155	△ 17	△ 11.0
	電気	0	0.0	0 (0)	0 (0)	0	0	-
	病院	2,003	4.3	1,204 (376)	799 (186)	2,273	△ 270	△ 11.9
	下水道	34,081	72.6	25,103 (6,877)	8,977 (6,150)	33,652	429	1.3
	小計	39,821	84.9	27,908 (8,178)	11,911 (7,322)	39,655	166	0.4
法非適用企業	下水道	4,600	9.8	3,732 (284)	868 (547)	4,882	△ 282	△ 5.8
	市場	76	0.2	6 (3)	70 (34)	94	△ 18	△ 19.1
	観光施設	0	0.0	0 (0)	0 (0)	23	△ 23	△ 100.0
	宅地造成	2,154	4.6	377 (376)	1,777 (1,777)	2,450	△ 296	△ 12.1
	駐車場	11	0.0	1 (0)	10 (0)	114	△ 103	△ 90.4
	介護サービス	255	0.5	243 (243)	12 (12)	150	105	70.0
	小計	7,096	15.1	4,359 (906)	2,737 (2,370)	7,713	△ 617	△ 8.0
合計	46,916	100.0	32,267 (9,085)	14,648 (9,692)	47,369	△ 453	△ 1.0	

(注)他会計繰入金

公営企業に対しては、経営の健全化を促進し経営基盤を強化するため、一般会計等から繰入(負担・補助等)を行っている場合がある。運用上の基準として総務省から繰出金に関する通知が出され、一般会計等が負担等すべき経費や基準等が示されている(令和3年4月1日付け総財公第27号「令和3年度の地方公営企業繰出金について(通知)」)。

- ・ 基準内繰入金:地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、一般会計が公営企業会計に対して繰り出すべき基準に基づく繰入金。
- ・ 基準外繰入金:地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、一般会計が公営企業会計に対して繰り出すべき基準に基づかない繰入金(例:収支不足の補てん等)。